

# 第3期鶴ヶ島市障害者支援計画の概要

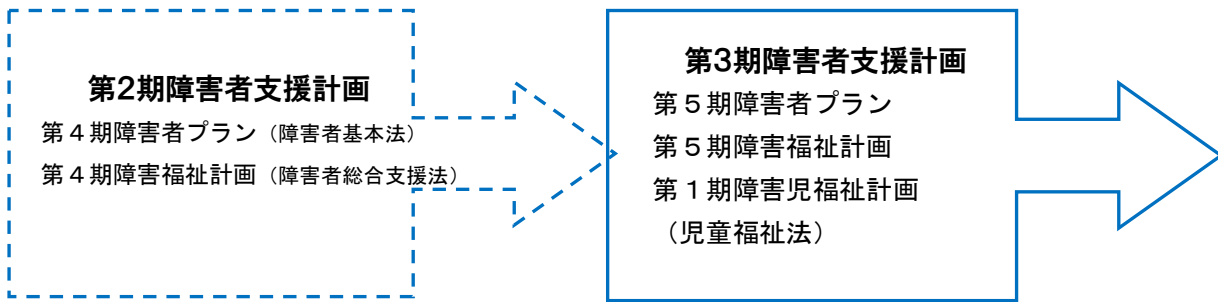
## 1 計画の趣旨

現行の鶴ヶ島市障害者支援計画は、平成29年度に計画期間が終了します。  
 このため、障害者差別解消法の施行や障害者総合支援法、児童福祉法など関係する法律の改正を踏まえ、平成30年度を計画初年度とする第3期鶴ヶ島市障害者支援計画を策定するものです。  
 計画は国の基本指針に基づき、第5期鶴ヶ島市障害者プランと第5期鶴ヶ島市障害福祉計画、新たに策定が定められた第1期鶴ヶ島市障害児福祉計画を一体的な計画として、障害者施策の総合的な推進を図ります。第5次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）を上位計画に、鶴ヶ島市地域福祉計画や鶴ヶ島市子ども子育て支援事業計画など関連する計画との調和のとれた計画とします。

## 2 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間の計画として策定します。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
------	------	------	------	------	------

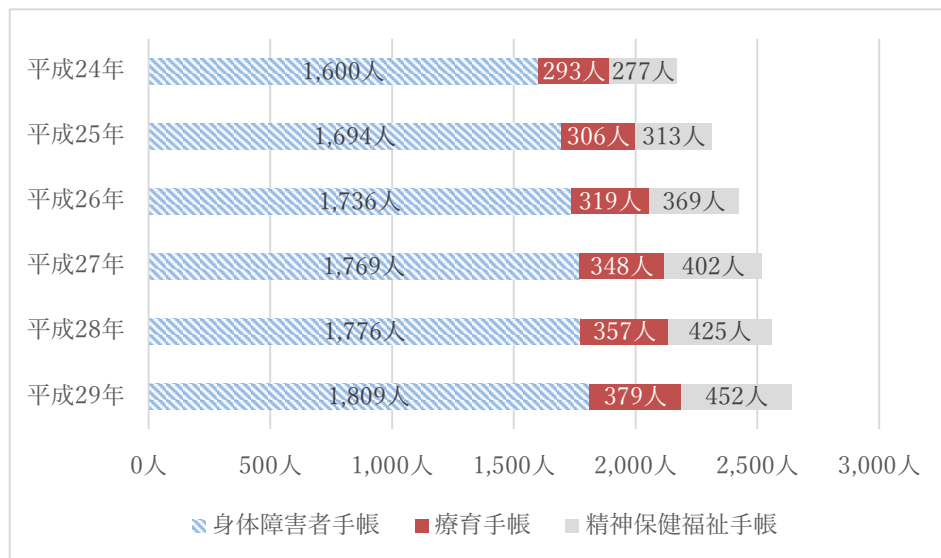


## 3 障害者支援計画策定のプロセス

- （1） 障害者福祉についての市民意識調査の実施
- （2） 障害者関係団体・障害福祉サービス事業者からのヒアリングの実施
- （3） 鶴ヶ島市障害者支援協議会による検討
- （4） 庁内策定委員会及び庁内関係部局による検討
- （5） 市民コメント制度の実施（平成30年1月～2月）

## 4 鶴ヶ島市の状況

障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



## 5 鶴ヶ島市障害者支援計画の実施状況

現行の障害者支援計画（第4期障害者プラン）では、4つの基本目標、14の計画に166の具体的な取組みを定めています。平成27年度から平成29年度（7月末時点）の3年間の取組み状況は、完了5施策、着手128施策、一部着手31施策、未着手2施策という状況です。  
 第4期障害福祉計画の平成29年度目標値に対する平成29年12月までの実績は、次のとおりです。

項目	目 標		実績
	目標値	考え方	
福祉入所施設からの地域生活移行者数	7人	平成29年12月までに施設入所からグループホーム等へ移行した者の数	7人
入院中の精神障害者の退院率	76%	入院後1年時点での退院率	68.3%
地域生活支援拠点の整備	1か所	平成29年12月までに市内に整備した拠点の数	0か所
福祉施設からの一般就労移行者数	8人	平成29年12月までに福祉施設を退所し一般就労した者の数	11人

## 6 今後の課題

- （1） 高齢の障害のある人への支援について
- （2） 精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）の支援について
- （3） 在宅の障害のある子どもの支援について
- （4） 障害のある人の就労支援について
- （5） 障害のある人の相談支援体制について
- （6） 障害のある人の権利擁護について
- （7） 障害のある人の防犯・防災対策について

## 7 基本理念

「ともに生きるやさしさのあるまちをめざして」

障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを踏まえるとともに、第5次鶴ヶ島市総合計画の目指すべき市の将来像

鶴ヶ島は 元気にする  
 ～明日につながる活力のまち 支えあう安心のまち～

を実現するため、障害のある人が地域の中でともに育ち、ともに学び、ともに生活し、ともに働き、ともに活動できるまち＝ともに生きるやさしさのあるまちを目指す。

## 8 基本目標

- I 理解と交流を深め権利を擁護する
- II 地域生活を支援する
- III 社会的な自立を促進する
- IV 安心・安全な暮らしを確保する

## 9 第5期障害者プランの主な取り組み

### I 理解と交流を深め権利を擁護する

- 1 理解と交流を促進する  
○ノーマライゼーションの理念の啓発普及を図るため、「障害者週間」を中心に啓発活動を推進
- 2 権利を擁護する  
○障害者権利条約及び障害者差別解消法等を踏まえ、障害者の差別の解消を推進
- 3 障害者団体を支援する  
○障害者団体や家族会などが行う自主的な活動を支援し、障害者の自立を促進

### II 地域生活を支援する

- 1 地域生活の支援体制を構築する  
○精神障害にも対応した保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- 2 障害福祉サービスの利用を促進する  
○障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援
- 3 障害のある子どもの地域生活を支援する  
○障害児通所支援サービスの確保に努め、障害の種別にかかわらず必要なサービスを受けられるよう支援
- 4 在宅生活を支援する  
○超重症心身障害児等を介助する家族の負担を軽減するため、レスパイトケア事業補助金を交付

### III 社会的な自立を促進する

- 1 障害のある子どもの保育・教育を推進する  
○教育相談・就学支援の充実を図るとともに、就学後も子どもが安心して教育を受けられるよう、継続的な教育相談を推進
- 2 健康増進を推進する  
○健康的な生活習慣の確立を目指し、健康づくり・食育を推進
- 3 就労を促進する  
○障害者就労支援事業の充実を図り、障害のある人の就労を支援
- 4 情報バリアフリー化を推進する  
○「音声コード」を付けるなど、視覚に障害のある人への合理的配慮を推進
- 5 文化・学習・スポーツ活動を支援する  
○障害のある人の生涯学習の機会を増やし、スポーツ大会への参加などを支援

### IV 安心・安全な暮らしを確保する

- 1 人にやさしい福祉のまちづくりを推進する  
○歩道の幅員の確保や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの設置など歩行空間の整備に努めるとともに、音声式信号機など視覚障害者のための交通安全施設を整備
- 2 安全な暮らしを確保する  
○障害のある人の避難誘導體制や避難所対策、障害に配慮した情報提供体制など、災害対策の充実を推進

## 10 第5期障害福祉計画の平成32年度の数値目標の設定

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上の者が平成32年度末までに地域生活へ移行することを目標とする。

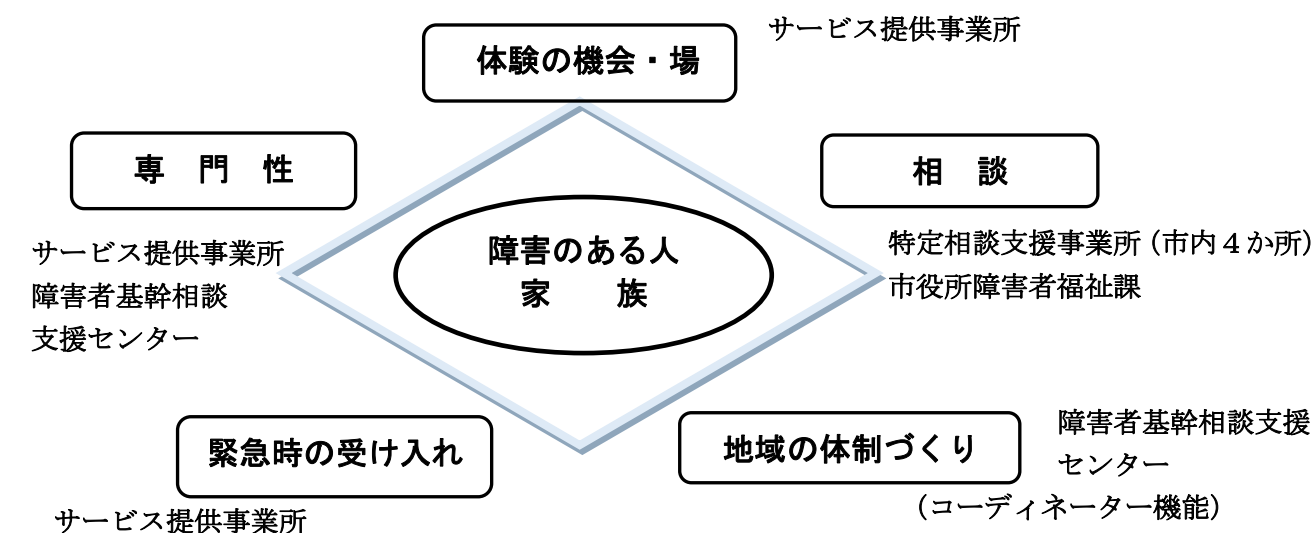
### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目標とする。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりなど障害者・児の地域生活をさらに支援するため、地域生活支援拠点を市内に整備する。地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備を目標とする。

### ◎地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） 面的整備型



### (4) 福祉施設から一般就労への移行

平成28年度の一般就労への移行実績に対して、平成32年度の年間一般就労移行者数を1.5倍以上に増やすことを目標とする。就労移行支援事業の利用者数は、平成28年度末から2割以上増やすこととし、事業所ごとの就労移行率は、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上とすることを目標とする。

## 11 第1期障害児福祉計画の平成32年度の数値目標の設定

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等【新規】

- ①児童発達支援センターを市内に設置すること、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とする。
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内に確保することを目標とする。
- ③保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標とする。

### 12 市民コメント制度の実施

期 間	平成30年1月5日（金）～2月5日（月）
計画案の閲覧場所	市ホームページ、市役所情報公開コーナー、若葉駅前出張所、女性センター、保健センター、中央図書館、各市民センター
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号、意見（様式は自由）を記入し、直接または郵送かファクシミリ、Eメールで障害者福祉課まで（電話での意見は受付不可）。
市民コメントの結果	応募者数：1人、1団体 意見数：11件